

# 放課後児童会（クラブ）をより充実するよう求める陳情書

浜松市議会議長 太田 康隆 殿

2022年 11月 25日

静岡県浜松市浜北区横須賀800番地



陳情者 氏名 特定非営利活動法人学童保育はまきた 外 4336名  
住所 理事長 池沼 成夫 4,429名

## 陳情趣旨

学童保育（放課後児童健全育成事業）は、1997年に児童福祉法に位置づけられ、2015年には、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と「放課後児童クラブ運営指針」が策定されました。

浜松市におきましては、旧浜松地域の放課後児童クラブ（以下、クラブ）で長らく進められていた「放課後児童会育成会」運営から業者への委託化が2019年度（令和元年）から順次進められ、今年度までに100か所以上が委託化されました。2024年度（令和6年）から月額保育料（保護者負担金）を統一するなど全市同一仕様での委託に切り替えることが決まっています。しかし、2022年2月議会の一般質問での市側答弁では、「開設時間が長時間となる長期休暇は別料金とすること」や保育料の9000円程度への増額も否定されませんでした。

コロナ禍での収入減や物価高は、クラブを利用する保護者たちにも影響を与えています。今この時期に土曜保育や長期休暇中も別料金とするのは負担の増加が避けられません。保育料については、低学年の方がより多くの支援を必要とするため、学年を考慮した額とすることが望ましいと思われまます。

学童保育に通う期間は長い人生のほんの一時期かもしれませんが、心身ともに成長著しい子どもたちとその保護者、クラブ指導員にとっては、かけがえのない大切な時間であり大切な場所、大切な制度です。

上記の趣旨により以下の陳情をいたします。

## 陳情事項

1. 保育料の増額は保護者の金銭的負担増と学童保育利用の抑制を招く恐れがあり、保護者の就労支援に逆行するため、増額は行わないでください。
2. 保育料は、学年を考慮して高学年と低学年を分けてください。
3. 保育料は、クラブを利用する平日・土曜日・長期休みにかかわらず月単位としてください。
4. クラブの運営が継続できるよう、指導員の身分保障をしてください。

氏名	住所

※この署名用紙は厳重に保管し、集計後浜松市議会に提出します。記入された個人情報、本陳情以外の目的に使用いたしません。

※国籍・年齢の制限はありません。鉛筆以外でのご本人の自筆とし、書き損じた際は二重線で消してください。修正不可。  
※同じ住所が続く場合は省略しても構いませんが、必ず「同上」と書いてください。「〃」は不可です。